

条例改正等の概要について(第399回定例会)

名張市市税条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税が非課税となる所得基準の判定に用いる扶養親族の範囲の改定、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例の適用期限の延長、雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置等を行うほか、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 個人市民税が非課税となる所得基準の判定に用いる扶養親族の範囲について、年齢16歳未満の者のほか、令和6年度以後における扶養控除の取扱い（年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族にあつては、留学等の一定の場合にのみ扶養控除の対象とする取扱い）に合わせて、控除対象扶養親族に限ることとする。

（令和6年1月1日から施行）

- (2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の個人市民税における医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、適用期限を令和9年度（現行：令和4年度）まで延長する。

（令和4年1月1日から施行）

- (3) 特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に基づき指定された特定都市河川流域又は浸水被害対策区域において、浸水被害の防止を目的として設置された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を3分の1に軽減する。

（令和4年1月1日から施行）

- (4) その他所要の改正を行う。

3. 施行期日

令和4年1月1日（一部規定については、令和6年1月1日）から施行する。

名張市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>
<p>第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第31条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10</p>	<p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第31条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、</p>

改正案	現行
<p>万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第21条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>	<p>当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第21条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>
<p>2・3 （略） （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p>	<p>2・3 （略） （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p>
<p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第32条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p>第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第32条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>
<p>第10条の2 （略） 2～15 （略）</p>	<p>第10条の2 （略） 2～15 （略）</p>
<p>16 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は、<u>3分の1とする。</u></p>	
<p>17・18 （略）</p>	<p>16・17 （略）</p>